

生駒市建設工事等入札参加者選定要綱

(目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の規定に基づき、生駒市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築物の設計等の業務並びに建設工事の入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)を厳正かつ公正に選定すること等を目的とする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、入札参加者の選定に厳正かつ公正を期するため、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項を委員会に諮るものとする。

- (1) 個別案件の入札の方法に関すること。
- (2) 指名競争入札参加者の選定に関すること。
- (3) 一般競争入札に参加するために必要な資格に関すること。
- (4) 総合評価落札方式の適用の適否に関すること。
- (5) 合併入札の適用の適否に関すること。
- (6) その他建設工事等の執行につき必要と認める事項に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、建設工事に関する入札事務を掌理している市長事務部局の部長をもって充てる。

4 委員は、前項に規定する部長を除き、市長事務部局の部長、教育委員会事務局の部長並びに消防長で、別に定める者をもって充てる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会を招集すること。
- (2) 委員会の会務を総理すること。
- (3) 委員会を代表すること。
- (4) 委員会の選定及び協議の結果を市長に報告すること。

2 前項第4号の規定は、委員会の閉会后速やかに行わなければならない。

(副委員長の職務)

第6条 副委員長は、委員長を補佐する。

2 副委員長は、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(委員の職務)

第7条 委員は、議事に従い会務に従事する。

(会議の成立)

第8条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員その他の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(持回り委員会)

第11条 第8条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、文書を用いて関係委員に議事を回議すること(以下「持回り委員会」という。)によって議

事を決するものとする。

(1) 委員長が会議を開くいとまがないと認めたとき。

(2) あらかじめ生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)が持回り委員会によって入札参加者の選定を行うことを定めているとき。

(持回り委員会の議事)

第11条の2 持回り委員会の回議に用いる文書は、生駒市行政文書取扱規程の定めるところによる。

2 持回り委員会の議事に対する関係委員の意思表示は、回議に用いる文書への決裁をもって表すものとする。

3 持回り委員会の議事の決定は、第9条を準用するものとする。

(委員会開催等の例外)

第11条の3 第8条及び第11条の規定にかかわらず、資格審査委員会が定めた指名競争入札における選定基準及び一般競争入札に参加するために必要な資格の設定基準に従って選定等を行う場合は、委員会の開催による決定及び持回り委員会を必要としない。この場合において、あらかじめ委員長及び副委員長の確認を受けなければならない。

(選定対象)

第12条 入札参加者の選定は、生駒市建設工事等入札参加者資格審査要綱(以下「資格審査要綱」という。)第16条の規定により定める発注標準において発注対象金額に応じて該当する等級に格付けされている者を対象とする。

2 合併入札を実施する場合は、前項の発注対象金額等については、別に定める。

(選定方法)

第13条 指名競争入札の入札参加者を選定するときは、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 業務及び工事の種類
 - (2) 業務及び工事の技術的要素
 - (3) 業務及び工事の地理的条件
 - (4) 生駒市内で建設工事等を営む者の育成
 - (5) その他特別な理由
- (選定の除外)

第14条 指名競争入札において次の各号の一に該当する者については、選定しないものとする。

- (1) 入札参加停止の措置を受けている者
 - (2) 資格に関する処分を受けている者
 - (3) 入札参加資格を失っている者
 - (4) 監査又は検査の結果、重大な指摘を受けている者
 - (5) 業務及び工事を円滑に履行しがたいと認められる者
 - (6) 不祥事件に関係した疑いがある者
 - (7) 本市が発注した同種工事の成績評価が不良である者
 - (8) 選定することが不適当と認められる者
- (選定業者)

第15条 指名競争入札の入札参加者の選定業者数は、原則として別に定めるとおりとする。

2 第12条、第13条及び第14条の規定により選定した場合において、前項に定める選定業者数に満たないとき又は入札の競争性が確保できないと認められるときは、上位等級に属する者から選定することができる。

3 第13条及び第14条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(選定の取消)

第16条 前条各項の規定により入札参加者を選定した場合において、第14条各号

の一に該当する者が生じたときは、その選定を取り消すことができる。

(一般競争入札に参加するために必要な資格)

第17条 一般競争入札に参加するために必要な資格を設定するときは、第12条から第14条の規定を準用する。

(総合評価落札方式)

第18条 総合評価落札方式を適用しようとするときは、生駒市建設工事等総合評価審査委員会に対して落札者決定基準を定めるよう要請するものとする。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、建設工事に関する入札事務を分掌している課において処理する。

(その他)

第20条 第4条第4項の規定にかかわらず、人事異動その他の理由により委員に欠員が生じ、かつ委員長が会務を総理するうえで特に必要と認めたときは、委員長は、欠員の期間中にかぎり生駒市職員のうちから委員を指定し補充するものとする。

2 この訓令に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(第4条関係) 委員

委 員 長	副市長
副 委 員 長	財務部長
委 員	経営企画部長
委 員	建設部長
委 員	都市整備部長
委 員	当該業務又は当該工事に関する予算執行を掌理する部の長

(第15条第1項関係) 選定業者数

入札参加者の選定業者数		
発 注 金 額		選定業者数
1 億円以上		6 以上
5000 万円以上	1 億円未満	5 以上
500 万円以上	5000 万円未満	4 以上
	500 万円未満	3 以上

(第11条第2号) 持回り委員会

持回り委員会によって入札参加者の選定を行うもの	
建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事で発注対象金額が1億5千万円未満のもの	
測量、試験、調査及び設計等の業務	
建設 コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)より登録されている業者が選定の対象となるもの。
補償 コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)より登録されている業者が選定の対象となるもの。
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)により登録されている業者が選定の対象となるもの。
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)により登録されている業者が選定の対象となるもの。
建築設計業務	建築士法(昭和25年法律202号)により登録されている業者が選定の対象となるもの。
不動産鑑定業務	不動産の鑑定に関する法律(昭和38年法律第152号)により登録されている業者が選定の対象となるもの。
土地家屋調査 士業務	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)により登録が選定されている業者が選定の対象となるもの。
計量証明業務	計量法(平成4年法律第51号)により登録が選定されている業者が選定の対象となるもの。